

山形大学 産学官連携 Q & A 集

(令和3年2月改定版)

Q1. 技術課題を相談したいがどの制度で申込みしたらよいか分からない

A1. 以下の表をご参照いただきお申込みください。

不明点につきましては、担当部署にお問合せください。

表. 産学官連携制度一覧表

制度	共同研究	受託研究	学術指導	奨学寄附金
概要	企業等と大学の研究者が、同一の研究テーマについて協力・分担して研究を行う制度です。	企業等からを大学に研究を委託する制度です。大学は、実績報告書により研究成果を報告します。	大学の研究者が、学術的な観点から技術コンサルティング等を行う制度です。	企業等や個人から資金面でご支援いただき、本学の教育・学術研究水準の向上に活用する制度です。
契約	あり	あり	あり	なし
経費と金額	直接経費及び間接経費（直接経費の額の30%）を負担いただきます。また、企業から大学へ共同研究員を派遣する場合、研究料を別途負担いただきます。	直接経費及び間接経費（直接経費の額の30%）を負担いただきます。	直接経費及び間接経費（直接経費の額の30%）を負担いただきます。	寄附者の任意の金額を寄附していただきます。
秘密保持義務	あり (研究終了後3年間)	あり (研究終了後3年間)	あり (学術指導終了後3年間)	なし
大学の研究成果の取扱い	大学の社会的使命を踏まえ、秘密保持義務を遵守したうえで公表します。	大学の社会的使命を踏まえ、秘密保持義務を遵守したうえで公表します。	大学の社会的使命を踏まえ、秘密保持義務を遵守したうえで公表します。 (基本的には、学術指導の実施により研究成果が得られることは想定されません。)	研究成果については、教育・学術研究水準の向上に活用し、ひいては社会への還元を図ります。
知的財産権の取扱い	発明に対する寄与の割合に応じて共有となります。	大学に単独で帰属します。	発明が得られた場合、その取扱いについては協議のうえ決定します。	大学に単独で帰属します。
大学の知的財産権の帰属	学内規定に基づき、大学に承継するか研究者に帰属するかケースバイ・ケースで決定します。	学内規定に基づき、大学に承継するか研究者に帰属するかケースバイ・ケースで決定します。	学内規定に基づき、大学に承継するか研究者に帰属するかケースバイ・ケースで決定します。	学内規定に基づき、大学に承継するか研究者に帰属するかケースバイ・ケースで決定します。
実績報告書	あり	あり	なし	なし
税制上の優遇措置 ※税理士、税務署等にご確認ください。	特別試験研究費の額に係る税額控除制度（オープンバージョン型）の対象です。	特別試験研究費の額に係る税額控除制度（オープンバージョン型）の対象です。	なし	寄附者が法人の場合、全額「損金」に算入することができます。